

# 市民協働のまちづくり

みんなの知恵と工夫で、つくばのまちづくりをはじめよう



「いつも、きれいなまちがいいな」  
「犯罪や災害に強い安心で安全なまちがいいよね」  
「いつまでも、いきいきと活躍できるまちがいいな」

そんな日常生活の中で、ふと思ったことや気が付いたこと、それはとても大切な発見かも知れません。地域のために、そのアイデアを生かしませんか。一人では無理なことでも、地域のみんなが知恵を出し合い、力を合わせれば実現するかもしれません。

# 市民協働のまちづくり (アダプト・ア・パーク編)

あ、星崎ゆきのさんだ。  
みんな何してるのかな？





紹介するね！  
課題に取り組んでいる友達がいるから、

そうだ！今度、市民協働で地域の

楽しいよ！  
が広がって  
ネットワーク  
機会ができて

未来くんも  
参加してみない？  
色々な人と話す

そうだね。  
次から参加して  
みようかな。

9



親しみがわくしね。  
自分たちが管理したほうが  
自分たちが利用する公園は

そうだったんだ。

私たちにできることをするの！

とか…。そして私たちは、  
清掃用具を支給してくれたり  
焼却場に運んだり、  
集めたゴミをトラックで

市民協働を一言で説明すると  
市民と行政、お互いがそれぞれ  
の役割や責任を分担して一緒に  
作業をするの。この公園の  
場合、例えばつくば市は

8

つくば市には約 150 箇所の都市公園が整備されており、そのうち約 30 箇所の公園がアダプト・ア・プログラムによって、市民の皆様との協働で管理されています。

アダプト・ア・プログラムとは、実施主体となる市民の皆様が公園の里親（アダプトとは「養子にする」こと）となり美化活動などを行い、行政は活動しやすい環境整備として必要な道具などの支給やごみ処理などの支援を行う形態といわれています。公園のほかに道路などもアダプト・ア・プログラムによって管理されています。

## 【市民協働の手順概要】

### 協働を始めるにはどうしたらいいの？

例えば市民協働には、次のように内容の検討、事業の実施、事業の評価などの流れがあります。

#### Step 1 【ニーズの把握】



協働によって、様々な立場からの視点や専門性を取り入れることで、より市民ニーズに沿った質の高い公共サービスを作り上げて行くため、できること、小さなことから始めることが重要です。

#### Step 2 【相談窓口】



市民協働を始めてみたいけど、どうしていいのかわからない。または、行政のどの分野に該当するのかかわからないといった場合は、市民協働の担当部署へ相談しましょう。まずは「協働を始めてみる」という姿勢が最も重要です。

#### Step 3 【市民協働提案制度】



市民協働提案制度とは、広くアイデアなど協働事業の企画を募集することで、あらかじめ市がテーマを示したうえで募集する場合と、テーマを限定しないで募集する場合があります。

※通常は、Step3 によらないで Step2 から管轄部署と協議・検討を重ね協働を始めます。

#### Step 4 【市民協働計画書の作成】



計画を作成する際には、高度な専門性によって成果が得られる事業、ネットワークを使って実施することにより成果が得られる事業、地域性や機動力などにより成果が得られる事業など、協働事業を行うことによる成果や効果を明確にしておく必要があります。

#### Step 5 【市民協働の着手】



協働事業の実施者は、事業の目的を共有し合い、目的達成のために対等な立場で話し合い合意し、事業に着手することが重要です。対等とは、お互いの得意分野を見極め、双方の合意のもと、責任を持てる範囲のことを行うことであり、協働とはそれを合わせることによって、より一層の高い効果を生み出すことです。

話し合い双方が合意した結果は、協定書などの拘束力を持った文書に残して事業の遂行に努める必要があります。なお、協定書に明記すべき事項とは、双方の責任や役割分担、協働時に発生する著作権や意匠権などの帰属について、明確化する必要があります。

#### Step 6 【市民協働の評価】

評価とは、協働事業の内容が、当初の計画どおりに事業を完遂することができたか。また、お互いのコミュニケーションや目的の共有、相互理解が適切に行われたかなど、お互いが評価し合うことも必要です。なお、協働事業の実施者だけの評価にとどまらず、協働事業によってサービスを受ける第三者の評価も重要です。

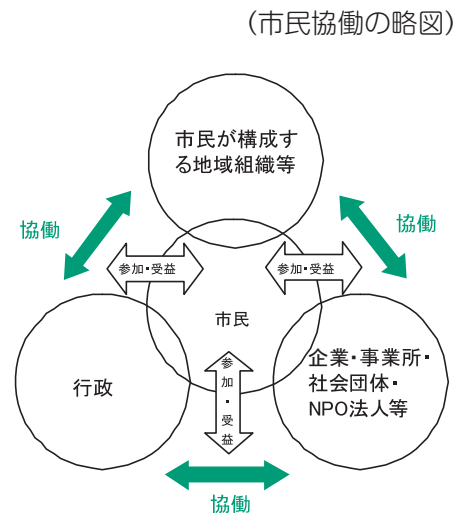
## ◆『市民協働のまちづくり』って？

住んでいて良かったと思えるまち、住み続けたいと思えるまち「つくば市」を実現するために、市民や行政や様々な組織（下記の略図参照）が、お互いの違いを認め、互いに尊重し合って対等な関係に立ち、それぞれが持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担して協力し合いながら、一緒に課題に取り組んでいくことです。

## ◆誰と誰が協働するの？

「区会（自治会など）、PTA、子ども会、自警団、消防団、シルバークラブ、ボランティアグループ、スポーツや趣味の団体などを含めた地域活動団体や市民」（市民が構成する地域組織等）や「NPO 法人や非営利で活動する団体、農業協同組合、商工会、生活協同組合、労働組合、社会福祉協議会、医師会などの社会団体や大学、研究所、地域メディア、企業などの事業所」（企業・事業所・社会団体・NPO 法人等）や「つくば市」（行政）です。これらの団体や組織、企業・事業所、行政が、それぞれの特性を発揮して、それぞれの役割を認識し、より良い地域社会の在り方について取り組み新しいまちづくりを目指します。

右（略図）中央の市民は、協働によって生み出された公共サービスを受ける市民を指しています。



## ◆『市民協働のまちづくり』の原則・ルール

つくば市は、様々な知識や技能、経験などを蓄積した人材に富み、多分野での市民活動が盛んに行われています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、お互いが共通のルールを十分に理解することが重要です。

### ①情報の共有と透明性の原則

お互いがもつ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

### ②自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取り組みを支援することが大切です。

### ③対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互い積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

## ■お問い合わせ

つくば市市民生活部市民活動課 〒305-0018 つくば市金田1979番地  
電話 029-836-1111 F A X 029-857-9016  
<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/> E-mail: [ctz010@info.tsukuba.ibaraki.jp](mailto:ctz010@info.tsukuba.ibaraki.jp)  
発行日 平成21年3月